



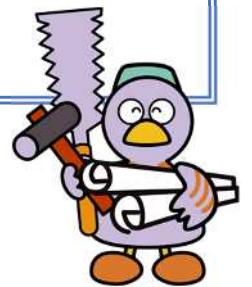
スライド制度について

スライド制度は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条（いわゆるスライド条項）に規定された制度です。

工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

- 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（単品スライド）
- 急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合（インフレスライド）
- 契約締結日から1年経過した後に賃金水準又は物価水準が変動した場合（全体スライド）

上記の場合、
スライド制度が活用できるかもしれません。
お気軽に下記相談窓口までご相談ください。



埼玉県マスコットコバトン

【相談窓口】

- 具体的な請求方法について
- スライド額の算出方法について

各発注機関
建設管理課

土木積算・建設IT担当（土木）

TEL：048-830-5196

E-mail：a5190-04@pref.saitama.lg.jp

建築技術・積算担当（建築）

TEL：048-830-5192

E-mail：a5190-06@pref.saitama.lg.jp

- スライド制度全般について

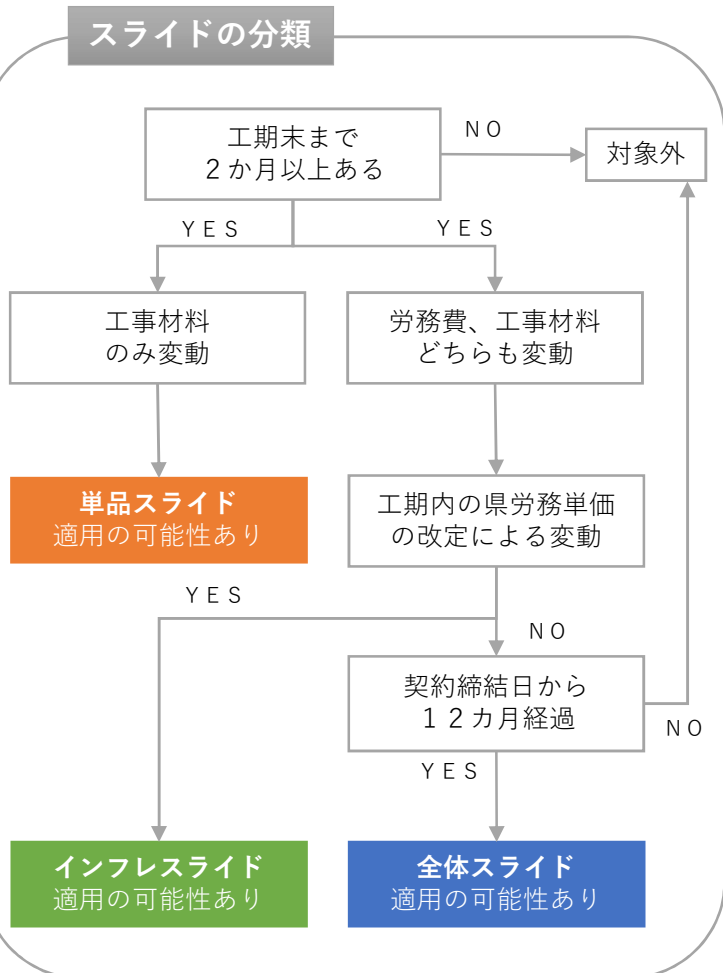
入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723・2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

スライドの概要とスライド額の算出方法について

スライドの分類



インフレスライド（第26条第6項）

対象 (A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

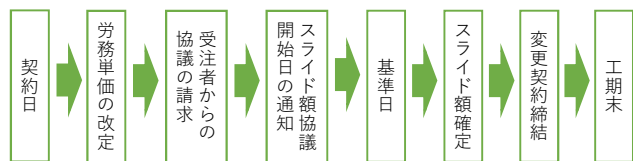
※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額（変更額）

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額-契約日時点の工事金額
 ※3 工事金額：官積算による工事価格×落札率

手続きの流れ



2か月以上残っている必要があります

- ・協議の請求は、埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定の日以降に行うことができます。
- ・全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

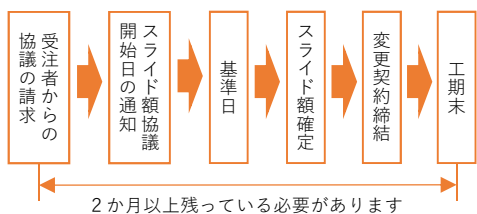
単品スライド（第26条第5項）

対象 (A)	対象外 (B)
変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費=請負代金額-B)	<ul style="list-style-type: none"> ・部払完了部分（※1） ・部分引渡し完了部分

※1 部払検査請求時にスライド単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

$$\text{スライド額（変更額）} = A \text{ の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

手続きの流れ



2か月以上残っている必要があります

- ・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- ・その他材料の分類については発注機関に相談してください。
- ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書など）を提出する必要があります。

全体スライド（第26条第1項～第4項）

対象 (A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

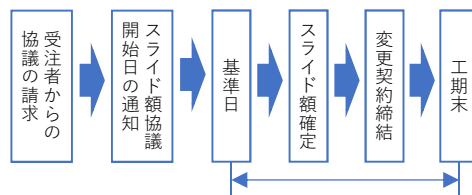
※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

スライド額（変更額）

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1.5\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額-契約日時点の工事金額
 ※3 工事金額：官積算による工事価格×落札率

手続きの流れ



2か月以上残っている必要があります

- ・インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。